台日投資取り決めに関する紹介

經濟部

2011 年 9 月 22 日

目次

- 台日投資取り決めをめぐる交渉プロセスとその署名
- 台日投資取り決めに関する主な内容

台日投資取り決めをめぐる交渉プロセスとその署名 (1/2)

一. わが国と日本は２０１０年から協議を始めて以来、正式と非公式で何度もの協議を経た後、双方は今年７月２８日から２９日にかけて協議をし、協議の草案について初歩的なコンセンサスに達した。

二. 草案を確認する前に、双方は在外公館と電話などを通じて、何度も細かい文字表現についてコミュニケーションし、協調した。そして、わが国の各関連の主管機関によって確認され、双方が今年９月１５日に取り決めの草案を確認し、コンセンサスに達した。その内容は26条の条文を含め、及び台日各自の市場開放に関する留保条項の附則をも含まれている。

三. 交渉チーム：

1. 当取り決めは台日これまでの協力をめぐる調印方式に因んで、亜東関係協会が台湾側の団長を務め、参加者は経済部のほかに外交部、金融管理委員会、中央銀行、農業委員会、内政部、交通部、法務部、教育部、文化建設委員会、国家通信委員会、工程会、衛生署など。
2. 日本側は交流協会が日本側の団長を務め、外務省がメーンスピーカーをし、交渉に参加するメンバーは経済産業省、財務省、農林水産省、国土交通省及び総務省など。

台日投資取り決めをめぐる交渉プロセスとその署名(2/2)

四. 署名に関するアレンジ：

1. 時間：2011年9月22日午後3時に署名式を執り行う。
2. 場所：国賓飯店12階陶然廳I
3. 署名代表：台湾側、亜東関係協会の彭榮次会長、及び日本側、交流協会の大橋光夫会長によって署名される。

台日投資取り決めに関する主な内容 (1/12)

一.「投資」と「投資者」に対する定義：

1. 「投資」に対して広い定義を取り、直接投資、証券投資、自然資源(農、林、漁)の収穫に対する許可、知的財産権、技術、債権とリース権などを含める
2. 公営事業、非営利事業と信託ファンドを含める
3. 「投資者」は双方の自然人、及び法律によって設立された法人、パートナー等の各種の商業組織を含める

二. 国民待遇に関する義務：

1. 相互に相手の投資者に国民待遇を与える
2. 国民待遇の中身：相手の投資事業に設立、合併買収、事業拡大、運営、マネージメント、使用と投資事業を処分する際に関する国民待遇を与える
3. 留保条項のほかに、相手の投資者の投資できる産業の(設立)、資金運用(合併買収)、子会社の設立(事業拡大)、取締役と役員の選任(運営管理)とその事業移転を制限してはならない

台日投資取り決めに関する主な内容 (2/12)

三. **最恵国待遇**：

台日双方が相手の投資者に提供する投資待遇は、第三国に与える投資者の投資待遇より低くしてはならない

四. **実績要求**：

双方は相手の投資者に輸出比例、自製率、領域内における品物の購入、為替両替、特定技術の移転及び製品の使用地域限定などの強制的措置をとって、投資案を許可するかどうかの条件にしてはならない

五. **ハイレベルのマネージメントと取り締まり役員のメンバー**：

留保に盛り込まれた産業部門以外に、双方は他者に当該国に投資した事業が特定の国籍者にハイレベルのマネージメントを担当させる、あるいは取り締まり役員に就任させることを要求してはならない

台日投資取り決めに関する主な内容 (3/12)

六. 附則が措置リストに合致しない：

附則リストが前述した一部の国民待遇、最恵国待遇、実績要求及びハイレベルマネージメントと取り締まり役員に対する規定を留保する、そういったものを台日投資取り決めの例外とする

七. 台日バイ投資取り決めの附則措置リストに合致しないもの：

1. Annex I：
   a) 署名された後、現行の合致しない措置を維持していく。そのリストの内容は産業別、関係の義務、法律根拠、措置内容の宗旨が定められている。たとえば、日本資金のエネルギーサービス業に対する制限があり、日本資金の内陸水運と近海運輸業への経営を禁止する
   b) 双方が段階的にこれらの措置を廃止するのに合意
2. Annex II：双方が将来取り決めに合致しない関係規定措置の産業を留保する。たとえば、台湾側がカジノサービス業、及び航空、漁業と金融サービス業など、日本資本に最恵国待遇を与えることを承諾しないこと

台日投資取り決めに関する主な内容 (4/12)

八. **資金移転**：

刑事、破綻、債務償還或いは債権者の権益を保護するなどの状況を除いて、双方はあらゆる他者の投資資金が自由かつ遅延なくの移転とその領域への進出を許可すべきである

九. **可視化**：

法律、規定、手続き、行政規則と措置、公開或いは公表しなければならない。そして、発効する前に利害関係者に合理的なコメントの機会を提供しなければならない。双方はチェックポイントを設置し、相手の投資者にチェックさせなければならない

十. **アクセスと短期滞在**：

他者の投資者或いは従業員に対して、その投資事業の設立、発展、管理するため、或いは諮問提供などに対して、法律の規定によって、その入国を許可し、短期滞在あるいはワーキングビザを発給しなければならない

台日投資取り決めに関する主な内容 (5/12)

十一.投資保障：

1. 収容と補償：公共目的を除き、差別しない方法で即時、十分且つ有効的な補償を提供し、また法律の正当な手続きにのっとって、いずれの一方は直接或いは間接的な措置をとり、他者の投資を収容できない
2. 最低待遇：双方は相手の投資者に、国際慣習法に規定されている公平と公正な待遇を与えなければならない。それは、民事、刑事、及び行政仲裁手続きの中にある正当な手続き原則に対する保護を含む。その他に、他者の投資者に完全な投資に関する安全保護を与えなければならない

台日投資取り決めに関する主な内容 (6/12)

十二.係争解決：

1. 投資者が所在国政府間の投資をめぐる係争に対して、双方の合意を経て、国際商業会(ICC)に依頼し、国連の国際貿易法小委員会が制定した仲裁ルール(UNCITRAL)によって、仲裁してもらい、或いは係争のある両当事者が合意した仲裁ルールと仲裁機関によって国際仲裁を行うことができる
2. 国際仲裁の判決は双方にとって拘束力がある
3. 国際仲裁の判決内容は金銭給付或いは財産の返還に限る
4. 双方政府は国際仲裁の判決に対して、それを商業仲裁の判決と見なすべきで、ニューヨーク条約の規定に照らし、それを承認し、且つ確実に実行を推進する

台日投資取り決めに関する主な内容 (7/12)

十三.一般例外：

1. 双方はその人民、動物と植物の健康を保護するために基づいて、また、公共モラルと秩序を維持するため、取引の安全と詐欺防止するため、個人情報を保護するため、関連の制限措置をとることが可能
2. 当取り決めは、双方の企業が相手政府の調達及び民間企業の公共建設への参入など(BOT等)の入札案に適用しない
3. 双方は武装衝突或いは緊急事態に対応するため、国家の安全を維持する措置をとることができる

台日投資取り決めに関する主な内容 (8/12)

十四.利益否定：

1. 第三国の投資者が台、日でダミー会社を設立し、便乗して当取り決めの恩恵を享受することを防止するため、「利益否定条文」を制定し、台日双方がともに該当第三国の投資者に、当取り決めの利益を与えることを拒否することができる
2. わが国の特定地区の台湾投資に対する制限があることに鑑み、当条文はわが方では、現在投資制限のある地区に対して、当取り決めの利益を与えない権利をもっている。該当地区の投資者が日本会社に株購入などの名義を借りて台湾における投資、或いは台湾における日系企業への株購入の方式で、わが国はそういった制限回避を防ぐ措置をとることができる

台日投資取り決めに関する主な内容 (9/12)

台湾取り決め附則1に合致しない措置の主なリストの内容：

- 土地取得
- 鉱業
- 建築サービス業
- エネルギー流通サービス業
- 教育サービス業
- 運輸業-内陸運輸、沿海運輸
- 運輸業-国際海運サービス業
- 運輸業-陸上運輸
- 運輸業-空運
- 運輸業-空港管理と運営
- 運輸業-航空ターミナルの管理と運営
- 通信サービス業、電信
- 通信サービス業、放送とテレビサービス業
- 健康と社会サービス、医療と病院サービス業
- 漁業と養殖業
- 農業、牧畜業、林業
- 宝くじ
- 図書館、ファイル室、博物館及びその他の文化事業
- レジャー、文化、スポーツ業
- 専門的なサービス業
- 娯楽サービス業
- 金融サービス業：銀行、証券、先物と保険

台日投資取り決めに関する主な内容 (10/12)

台湾取り決め附則2に合致しない措置の主なリストの内容：

- 社会サービス業
- 原住民と関係のある措置
- カジノ産業
- 弱小団体
- 郵政サービス業
- 最恵国待遇への免除：航空、漁業、海運業、金融サービス業
- 民間の公共事業への参与

台日投資取り決めに関する主な内容 (11/12)

日本取り決め附則1に合致しない措置の主なリスト内容：

- 農林漁及びそれに関するサービス
- 金融業
- 供熱業
- 製造業、医薬業
- 製造業-革製品
- 船舶の日本国籍取得
- 鉱業
- 石油業
- 警備サービス業
- 運輸業-航空機への登録運輸業
- 運輸業-航空運輸業
- 運輸業-貨物代理店(空運及び空運以外の貨物代理業)
- 運輸業-鉄道運輸業
- 運輸業-道路旅客輸送業
- 運輸業-水路運輸業(沿海航路及び港への留保)
- 水道業及び水利工程業

台日投資取り決めに関する主な内容 (12/12)

日本取り決め附則2に合致しない措置の主なリスト内容：

- 国営事業及び政府機関が所有している資産或いは資産の移転
- 電報サービス、郵便サービス、宝くじに関するサービス、タバコ製品製造業、紙幣及び貨幣に関する製造業
- 航空機産業-宇宙産業
- 武器と爆発物産業
- エネルギー業
- 放送業
- 土地取引業
- 公共法律への執行、矯正サービスと社会サービス

参考情報

取り決めに関する完全な内容は、どうぞ次のウェブサイトに：

- 経済部ウェブサイト：http://www.moea.gov.tw
- 台日投資取り決めに関するホームページ：http://www.moea.gov.tw/Tji